

知多市告示第 49 号

知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知多市私立幼稚園副食材料費交付金（以下「交付金」という。）は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 号ロの規定に基づき、低所得者世帯等の子どもの円滑な特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）の利用を図り、健やかな成長を支援することを目的に、施設等利用給付認定保護者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(交付の対象)

第 3 条 交付の対象となる費用は、次の各号に掲げる施設等利用給付認定子ども（満 3 歳以上の者に限る。以下同じ。）が特定子ども・子育て支援を受けた場合における食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用（以下「実費徴収額」という。）とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者についての市民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市民税所得割合算額をいう。）が 77,101 円未満の世帯に属する者
- (2) 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了

前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(3) 令第15条の3第2項に規定する市民税を課されない者に準ずる者の世帯に属する者

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、施設等利用給付認定保護者が現に支払うべき実費徴収額とし、施設等利用給付認定子ども1人当たり月額4,800円を上限とする。

（交付申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付申請書（第1号様式）に、実費徴収額証明書（第2号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（代理受領）

第6条 申請者は、交付金の請求及び受領に関する権限を、特定子ども・子育て支援を利用する施設の長に委任することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、第5条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、交付の可否を決定し、知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付可否決定通知書（第3号様式）により、同条の規定により申請を行った者に対し通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から20日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第9条 交付金の額の確定は、交付の決定により行ったものとみなし、その確定通知は、知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付可否決定通知書によって行ったものとみなす。

(交付請求)

第10条 第7条の規定により交付の決定を受けた者は、知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付請求書(第4号様式)により、速やかに市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により交付金の交付決定を受け、又は交付金の交付を受けた者がいるときは、交付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に交付金の交付の決定を受けた実費徴収額に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付申請書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

知多市私立幼稚園副食材料費交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、この申請に関し、市の担当者が申請者及びその世帯員の課税状況並びに対
 象児童の在園等の状況等について、関係所管課、関係施設に確認又は証明書の取得
 を行うことについて同意します。

対象児童	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	利用施設名			
年 1 月 1 日 現在の住所	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ		

※現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される 年 1 月 1 日を賦課年
 度とする市民税所得割額がわかる証明書を添付してください。

	フリガナ		対象児童 との続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	氏名			個人番号	年 月 日	
対象児童の保護者及び同居者	1			個人番号	年 月 日	
	2			個人番号	年 月 日	
	3			個人番号	年 月 日	
	4			個人番号	年 月 日	
	5			個人番号	年 月 日	
	6			個人番号	年 月 日	
	7			個人番号	年 月 日	

※対象となる児童が複数いる場合は、児童ごとに作成してください。

第2号様式（第5条関係）

実費徴収額証明書

年 月 日

知 多 市 長 様

所 在 地

施 設 名

施設長名

当施設の実費徴収額を次のとおり証明します。

対象児童氏名		
保護者氏名		
実費徴収額	対象月	副食材料費
	年 4月	円
	年 5月	円
	年 6月	円
	年 7月	円
	年 8月	円
	年 9月	円
	年 10月	円
	年 11月	円
	年 12月	円
	年 1月	円
	年 2月	円
	年 3月	円
	計	円

第3号様式（第7条、第9条関係）

知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付可否決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり決定したので、知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付要綱第7条の規定により通知します。

次のとおり交付を決定します。

対象児童氏名	
交付決定額	円
交付の条件	

次の理由により交付しません。

理由

第4号様式（第10条関係）

知多市私立幼稚園副食材料費交付金交付請求書

年 月 日

知多市長様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け知多市 指令第 号で交付金の交付決定を受けた事業について、次のとおり請求します。

請求金額				円
交付決定額				円
振込口座	金融機関名			
	店名			
	預金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			